

国立大学法人一橋大学非識別加工情報の利用に係る手数料に関する取扱要領

平成29年2月7日

学長裁定

(目的)

第1条 この要領は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）第44条の13に規定する手数料の納付方法及び額を定めることを目的とする。

(審査委員会)

第2条 個人情報保護法第44条の7の規定による審査は、国立大学法人一橋大学情報公開・個人情報保護委員会で行うものとする。

(手数料の納付方法)

第3条 次条に規定する手数料は、次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。

- 一 本学の情報公開・個人情報保護窓口において現金で納付する方法
- 二 本学が指定する次の銀行口座への振込みにより納付する方法
三井住友銀行 国立支店 国立大学法人一橋大学雑収入口 普通7704858
- 三 現金書留を次のあて先に送付することにより納付する方法
〒186-8601東京都国立市中2-1 国立大学法人一橋大学 情報公開・個人情報保護室

(手数料の額)

第4条 個人情報保護法第44条の13第2項の規定に基づき本学が定める手数料（個人情報保護法第44条の9の規定により本学と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付するものに限る。）の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 個人情報保護法第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）
 - 二 本学が保有する個人情報を加工して得られる非識別加工情報（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報をいい、以下単に「非識別加工情報」という。）の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - 三 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 個人情報保護法第44条の13第2項の規定に基づき本学が定める手数料（個人情報保護法第44条の12第2項において準用する同法第44条の9の規定により本学と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 次号に掲げる者以外の者 個人情報保護法第44条の9の規定により当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
 - 二 個人情報保護法第44条の9（第44条の12第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

附 則

この要領は、平成30年2月7日から施行する。